

排水管・給水管の洗浄

点検を口実に訪問し、点検後に不安をあおるようなことを言って高額な商品やサービスを契約させる手口を『点検商法』といいます。

<事例> 「水道局から来た」と男の人が2人家に来た。「水道管も洗浄した方がよい。今なら水道管洗浄を無料でお試しできる」と勧められ依頼した。洗浄後に水道水のチェックをするため、洗面所に上がりこんできた。そこで洗面所下に水漏れがあり、床下が湿気ている。このまま放っておいたら、基礎が腐ってしまうと言われ不安になって水周りのリフォーム契約をした。しかし30万円と高額なため解約したい。

<対応> 訪問販売のため、特定商取引法の規制を受け、契約書を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフできる。

2008年12月1日から特定商取引法の改正法が施行され、事業者が訪問販売をする際には、事業者名・販売目的を明らかにし、勧誘を受ける意思があるかどうかを確認することが義務づけられている。「必要ない」「断る」など契約する意思がないことを消費者が示した場合は、事業者は引き続いて勧誘することや再勧誘することは禁止された。

- * 各家庭の水道のメーターから蛇口までは水道局の管轄ではないので、**市役所の水道局から業者に水道管の清掃を委託することはない。**
- * 水道管の清掃の義務がないにも拘わらず、清掃の必要があると説明して勧誘するのは問題である。**清掃の後に高額なリフォーム契約を勧める業者には注意するように。**
- * 点検の必要を感じたら、点検技術を持ち誠意ある点検をしてくれる信頼できる業者を選びましょう。**「無料で点検」といわれたら警戒すべきである。**
- * 契約してしまったら、消費生活相談窓口にご相談しましょう。